

---

---

## 5-3 社会教育関係の団体・NPO・グループ

### 1 団体・グループ活動

社会教育における学習方法・形態の一つに団体やグループ・サークルでの活動がある。団体の活動自体が学習そのものである場合や活動の一部として学習活動が行われる場合がある。また、メンバーを対象に学習活動を行う場合や団体内外の人々に向けて社会教育事業を行う場合がある。

団体・グループでの学習は、一般には集合学習の中の集団学習に位置づけられることが多い。ただし、社会教育関係団体やNPO等が講演会を主催して集会学習の機会を提供したり、通信教育やeラーニングの機会を提供して個人学習の支援を行ったりすることもある。

なお、社会教育に関わる団体としては、社会教育関係団体、NPO、ボランティア団体、町内会などの地縁団体等があげられる。グループやサークルについては、たとえば平成8(1996)年の生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の拡充方策について」などで「一般の個人・グループ」といっているように、近年では団体と区別されることが多い(注1)。

### 2 社会教育関係団体

社会教育に関わる民間団体にはさまざまなものがあるが、一般的に「社会教育関係団体」という場合、社会教育法に規定される団体をいう。すなわち、その第10条に、「社会教育関係団体」とは、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」とある。

法人格をもつ社会教育関係団体としては、(社)日本PTA全国協議会、(社)国際婦人教育振興会、(財)ボーイスカウト日本連盟、(社)中央青少年団体連絡協議会等々があげられる。このような全国規模の組織に加え、都道府県レベル、市区町村レベルにも社会教育関係団体がある。それらの中には全国組織を持つ県レベルの団体や組織もある。さらに、県内、市区町村内の合唱連盟や美術家協会など芸術に関わるものから、家庭教育振興協議会や子ども会育成連絡協議会など、しかも法人格をもたないものまでさまざまな組織・団体がある。

### 3 NPO（特定非営利活動組織）

平成13(2001)年の「特定非営利活動促進法」（いわゆるNPO法）の成立以降、さまざまなNPOが生まれている。NPO（Non-Profit Organization）は、「営利を目的としない民間の非営利組織」で、本来的にはボランティア組織をさす。行政組織とは別の、市民による自覚と責任によって支えられた組織である。

「特定非営利活動促進法」の適用を受けて、内閣府あるいは都道府県知事から法人格を取得したNPOは、「認証NPO」といわれる。「認証NPO」となることのメリットの一つは、公認された団体であるということであり、諸活動を行う上で、地域社会などにおいても承認を得やすいということである。

「特定非営利活動法人」（認証NPO）についていえば、上記の法律第2条で「特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人」とされている（表5-1参照）。そして、「次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること」とされ、大きく二つの条件が掲げられている。

第1に、「イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと」

表5-1 法律に定める特定非営利活動

1	保健，医療又は福祉の推進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	学術，文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動
5	環境の保全を図る活動
6	災害救援活動
7	地域安全活動
8	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9	国際協力の活動
10	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11	子どもの健全育成を図る活動
12	情報化社会の発展を図る活動
13	科学技術の振興を図る活動
14	経済活動の活性化を図る活動
15	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16	消費者の保護を図る活動
17	全各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡，助言又は援助の活動

「ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が，役員総数の三分の一以下であること」があげられる。

第2に，「その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること」とされ，「イ 宗教の教義を広め，儀式行事を行い，及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと」「ロ 政治上の主張を推進し，支持し，又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと」「ハ 特定の公職（中略）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とするものでないこと」となっている。

表の第2項をみると，「社会教育の推進を図る活動」として，特に社会

教育が取り上げられているが、その他の項目についても、従来から「社会教育」あるいは「生涯学習支援」として行われてきた諸活動が掲げられている。

#### 4 グループ・サークル

特に地域内を中心に学習活動等を行っているものに、グループ・サークルがある。それらには、公民館の事業終了後に結成されたもの、公民館などの呼びかけに応じて集まった人々で結成されたもの、関心や趣味を同じくする人々が自由に集まって結成されたものなど、さまざまである。

グループ・サークルは一つの組織された集団ではあるが、規約や管理体制を有した機構・組織を持つ地域婦人会やPTAなどと比較すると、必ずしも役割分担が明確になされていない、あるいは、メンバーや参加者が一定していない（構造的未組織集団）、活動が多岐にわたる（機能的未組織集団）などの特色を持っている。

今日の社会では、しっかりした組織に加わることを避け、自分のやりたい時に活動し、自分のやりたい事だけをするなどの傾向が見られ、メンバー間のゆるやかなつながりの中での運営が求められて、ネットワーク化しているものもある。

#### 5 学習方法・形態としての特徴

集団学習は、集団内で積極的に相互作用を行い、学習者の人間関係を重視し学習についての共同活動を展開するものである。

社会教育団体・グループ・サークルでの教育や学習のメリットを示すと、①情報の入手や交換において、②学習の動機づけの過程において、③感情の浄化作用や仲間意識の形成において、④技術を身につける過程で、⑤理解や認識の深化過程において、⑥社会的態度の形成において、⑦態度

---

変容や意思決定に際して、個人で行う学習よりも優れているとされる(注2)。

このように、個人では達成できない学習が可能となる効果もある一方で、集団運営のリーダーシップにより十分な活動や学習成果が上げられない場合もあり、運営には支援を必要とする場合がある。リーダーシップは、「メンバーを一定の達成目標に向けて貢献させる働きかけ」とされるが、先にも述べたとおり、生活圏の拡大や、情報通信網の発達などにより、必ずしも地域を基盤とせず、ゆるやかなつながりを求める人々が増える中では、リーダーシップの取り方は難しくなっている。

[注]

注1：井内慶次郎監修、山本恒夫・浅井経子編著『生涯学習[答申]ハンドブック』文憲堂、平成16年、p.44, 96, 101などを参照。

注2：伊藤俊夫執筆・編集代表『生涯学習論』文憲堂、平成18年、p.96参照。

【第5章の参考文献】

- ・山本恒夫・蛭田道春・浅井経子・山本和人編著『社会教育計画』文憲堂、平成19年
- ・井内慶次郎監修、山本恒夫・浅井経子編著『生涯学習[答申]ハンドブッケー目標、計画づくり、実践への活用』文憲堂、平成16年
- ・井内慶次郎監修、山本恒夫・浅井経子・伊藤康志編著『生涯学習[eソサエティ]ハンドブッケー地域で役立つメディア活用の発想とポイント』文憲堂、平成16年
- ・伊藤俊夫『変化する時代の社会教育』全日本社会教育連合会、平成17年
- ・内閣府／国民生活局 NPOホームページ <http://www.npo-homepage.go.jp/>
- ・スーザン・エリス著 筒井のり子他訳『なぜボランティアか？「思い」を生かすNPOの人づくり戦略』海象社、平成13年